

第三十條 本組合ニ于テ、場合ニ於テハ、總會ノ議長ハ、總會ヲ招集シ、其ノ事務  
之ニ當リ、其ノ多數ノ場合ハ、互選ニ依ル

總會ニ於テハ、必ず、認メタルトシテ、出席者ノ互選ヨリ議長ヲ定ムルコトヲ  
得

第三十一條 組合員ハ、五人以上ヲ代理シテ決議權ヲ行フコトヲ得ズ

第三十二條 總會ニ於テハ、決議權ヲ作り、會議ノ勸未及出席者ノ負取  
ヲ記載スルコトヲ得ズ、

決議權ハ、議長ノ指名ニタル出席者三名以上之ニ捺印スルコトヲ得ズ

第三十三條 總會ノ議事ニ關スル細則ハ、總會ニ於テ之ヲ定ム

第三十四條 理事及監事ハ、總會ノ決議ニ依リ、職務トス、但シ總會ノ決議ヨリ報酬  
ハ、實年金額ヲ支給スルコトヲ得ル、理事及監事ハ、正當ノ事由ナキニテ、辭任  
スルコトヲ得ズ

第三十五條 本組合ニ書記ヲ任ズルコトヲ得、書記ハ、理事ニ之ヲ任免シ

理事及監事ノ指揮ヲ受ケテ、庶務ニ従事ス

第三十六條 本組合ハ、在、該係ヲ置直リコトス、在、該係ハ、組合員中ヨリ  
理事ニ之ヲ選拔シ、理事ノ指揮ヲ受ケテ、業務執行上ノ補助ヲナスモノトス

第三十七條 理事ノ執行  
第三十八條 本組合ニ於テ、購置スル物品左ノ如シ

一、米、砂糖、新出皮

二、其他、理事ニ令ニ此上ノ多數ヲ以テ決議スルモノ

第三十九條 本組合ニ於テハ、穀物ヲ精白スルモノトス

第四十條 本組合ハ、有限責任、購置組合共働社ト、購置物件ノ買入及